

甲州市アメリカシロヒトリ等害虫防除事業補助金交付要綱

平成18年4月1日

制定

改正 平成31年4月1日 一部改正

令和4年4月1日 告示第60号

令和7年3月31日 告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲州市における緑豊かなふるさとづくりを推進するため、アメリカシロヒトリ等害虫を早期に防除し、その蔓延を防止するのを目的とし、区（甲州市区長等設置規則（平成17年甲州市規則第22号）第1条第1項の規定により設置された区をいう。以下同じ。）その他市長が特に認めた団体（以下「区等」という。）が実施するアメリカシロヒトリ等害虫防除事業に対して、予算の範囲内で甲州市アメリカシロヒトリ等害虫防除事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、甲州市補助金等交付規則（平成17年甲州市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アメリカシロヒトリ等害虫 アメリカシロヒトリ又は樹木等に損害を与える昆虫類等をいう。
- (2) 防除機械等 アメリカシロヒトリ等害虫の防除のための薬剤散布に用いる動力噴霧器等の機械その他防除の用に供する機械等をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、区等が実施するアメリカシロヒトリ等害虫の防除事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) アメリカシロヒトリ等害虫の防除薬剤の購入費
- (2) 防除機械等の貸出業者からの防除機械等のレンタル料

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める

額の合計額とする。

(1) 前条第1号に定める補助対象経費 当該補助対象経費の額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、補助対象事業1回につき5,000円を上限とする。

(2) 前条第2号に定める補助対象経費 当該補助対象経費の額その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、補助対象事業1回につき1万円を上限とする。

(報告及び調査)

第5条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に報告を求め、又は現地を調査することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の年度分の甲州市アメリカシロヒトリ共同防除推進事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日甲州市告示第60号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日甲州市告示第61号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。